

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

(仮称)ふじみ野市自治基本条例	素案	修正案	項番	意見	協議会の考え方
(全体)					
			1	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例を制定すること自体、国家転覆の危険性を有しており極めて危険である。 	<p>平成12年、地方分権一括法の施行により、自治体に多くの権限が移譲され、自己決定と自己責任が増えました。「ふじみ野市」においても、これまでの取り組みを踏まえ、多様化する地域の課題に対して、様々な担い手と協働し解決しながら、市民が目指す理想の「まち」を実現していくことが必要と考えています。</p> <p>そのために市政運営の基本的事項及び市民、市議会及び市長等の役割と責務を定めた「自治基本条例」の制定（策定）を決意するものです。</p> <p>我が国は「日本国憲法」を頂点とした法体系にあり、条例は法令に違反しない場合のみ制定できると規定されています。（憲法第94条、地方自治法第14条第1項）</p> <p>「日本国憲法」の第8章には地方自治の規定を置いています。地方自治を、国の基本（憲法）制度の一つに加えたということは、論理上は、地方自治を基礎に運営されることを意味するものと考えます。</p> <p>条例間には優劣はないことに鑑み、本条例は、「ふじみ野市」における自治の基本と位置づけ、市民、市議会及び市長等は本条例を尊重するものと規定しています。</p>
			2	<ul style="list-style-type: none"> なぜ自治基本条例を作成しなければならないのか、理由が客観性に乏しい。憲法などの現行法の解釈を完全に否定できる可能性が多分にあり、各条文における定義のあいまいさや法や倫理的に問題が多々ある素案で、ふじみ野市の最上位の条例を制定してしまうことはとても容認できない。 	<p>わが国の法体系は、日本国憲法を頂点としており、条例は地方自治法第14条第1項に定められているとおり、法令に違反しない範囲で制定できることになっています。またすべての条例には上下関係はありませんが、自治基本条例は「自治の基本を定める」という性質から、「最大限に尊重（第2条）」という記述を盛り込んでいます。</p>
			3	<ul style="list-style-type: none"> 各条項を起草した根拠と、この条例が施行されたときに市民にとってどのような形で効果があるのかを明確にしてほしい。 	<p>平成23年の11月から平成24年2月にかけて実施した「自治基本条例を考える会」や「御意見を伺う会」に参加された市民の皆さんから頂いたまちの理想像が素案の根拠となっています。効果としては、この条例で定められた参加と協働によって、市民主体のまちづくりができるよう期待されます。</p>
			4	<ul style="list-style-type: none"> ルールだと言って縛っているだけでまちづくりのビジョンが見えない。 	<p>自治基本条例で定められたまちづくりのルールや考え方は、総合振興計画などで具体化されたまちの理想像を実現するための手段になります。そして、この条例が施行されると、各条項に定められた参加・協働等の方法により、市民が思い描く理想のまちの実現に少しずつでも近づくことができると考えられます。</p>
			5	<ul style="list-style-type: none"> 「実行される条例」とするために、市民参加の第三者機関として「諮問機関」を設けたり、他の条例との関係を整理する必要がある。 	<p>素案の中には提言・苦情（第21条）、外部監査（第24条）、見直し（第31条）などの条項もあり、「条例を最大限に尊重する」という意図や実行性の担保について随所に盛り込まれています。</p>
			6	<ul style="list-style-type: none"> 「自助・共助の社会実現」に向けて、地方自治として取り組む「自助 共助（参加 協働）」を条文に取り込んでほしい。 	<p>ご指摘のとおり、自助の必要性和共助の社会づくりが近年注目されています。このことを前提として、一人ひとりが地方自治の主体であることを認識し（「前文」より）、市政に積極的に「参加」したり、まちづくりの様々な場面で活動をしたり（「協働」）することが大切であるとの考えに立っています。</p>
			7	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法との違いは何か。地方自治法のほかに、市独自の法令が必要なのか。 	<p>地方自治法第14条第1項に定めるとおり、条例は法令の範囲内で制定できるということを踏まえた上で、本市におけるまちづくりに必要な理念を定めたものとなっています。</p>
			8	<ul style="list-style-type: none"> この条例が施行された場合に考えられるデメリットは何か、隠さず教えてほしい。 	<p>現在でも市長と議会の二元代表制により市民の意思を反映した行政運営が行われていますが、自治基本条例が施行されると市民の参加と協働により市民主体のまちづくりがより一層推進されることが期待されますので、特にデメリットがあるとは考えていません。ただ、市民の参加と協働による市民主体のまちづくりの実現というこの条例の理念が定着するには一定の時間を要すると思われるので、市民の皆さんのご理解とご協力を仰ぎたいと思います。</p>
			9	<ul style="list-style-type: none"> 議会が正常に機能していれば不要な条例なのではないか。 	<p>地方自治が採用している二元代表制のもとでは、市民を代表する議会と、同じく市民の付託を受けた市長とが緊張と均衡を保ちながら市政を運営していくことが前提となっておりますので、条例の中で市民・市議会・市長等の役割や責務を明確にしておくことは大変有意義だと考えます。</p>
			10	<ul style="list-style-type: none"> 子どもがこの条例の施行に係れるよう文面に取り上げてもらいたい。 	<p>将来を担う子どもたちがまちづくりに欠かせない存在であるということは十分認識しており、市民の定義には当然子どもたちも含まれるということを念頭に素案を作成しています。</p>

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

(仮称)ふじみ野市自治基本条例 素案	修正案	項番	意見	協議会の考え方
(前文)				
<p>ふじみ野市は、平成17年10月1日に旧上福岡市と旧大井町とが合併して誕生しました。古くは江戸と川越を結ぶ陸路と水運の要所として栄え、現在は、首都東京の近郊都市として発展しています。</p> <p>21世紀に入り、わたしたちを取り巻く社会がめまぐるしく変化し、地域の課題が多様化する中で、地域のことは地域で決定し、自己の責任で解決することが求められるようになりました。</p> <p>わたしたちふじみ野市民は、この地域に生きた人々が築き上げてきた歴史や文化、そして恵まれた自然環境を大切にしながら、互いを尊重し、協力し合って、わたしたちが目指す理想のまちを実現し、将来の世代に引き継がなければなりません。</p> <p>今ここに、わたしたちは、一人ひとりが地方自治の主体であることを認識し、身近なところから市政に参加し、協働することで、自主自立のことにより、まちづくりに取り組むことを決意し、ふじみ野市における自治の基本としてこの条例を制定します。</p> <p>ふじみ野市は、平成17年10月1日に旧上福岡市と旧大井町とが合併して誕生しました。古くは江戸と川越を結ぶ陸路と水運の要所として栄え、現在は、首都東京の近郊都市として発展しています。</p> <p>21世紀に入り、わたしたちを取り巻く社会がめまぐるしく変化し、地域の課題が多様化する中で、地域のことは地域で決定し、自己の責任で解決することが求められるようになりました。</p> <p>わたしたちふじみ野市民は、この地域に生きた人々が築き上げてきた歴史や文化、そして恵まれた自然環境を大切にしながら、互いを尊重し、協力し合って、わたしたちが目指す理想のまちを実現し、将来の世代に引き継がなければなりません。</p> <p>今ここに、わたしたちは、そのために、一人ひとりが地方自治の主体であることを認識し、身近なところから市政に参加し、協働することで、自主自立のことにより、まちづくりに取り組むことを決意し、ふじみ野市における自治の基本としてこの条例を制定します。</p>				
		11	・前文に書いてあることに賛成。	前文には条例制定の由来や背景、制定の決意を述べました。
		12	・自治基本条例を作成する理由は、国から自治体への権限移譲であることを前文に謳うべき。	
		13	・前文に対して、前置きが長すぎ、条例の目的が不明瞭。	ご指摘いただいた内容は、素案の前文の2段落目の前半において記載をさせていただいております。自治基本条例の制定の動きは、地方自治法の改正（地方分権改革）が一つの契機となったことは事実です。ご意見を踏まえ、より前述の経緯がわかりやすくなるよう、前文の一部を修正します。
		14	・全体に具体性に欠ける。また前文は、市として魅力的なイメージになるよう再度検討を。	
		15	・「めまぐるしく変化」している客観的なデータの開示はあったのか？	データはありませんが、協議会の委員が今までふじみ野市で暮らしてきた中で得た共通認識として、前文に記載しました。ご意見を踏まえ、前文の一部を修正します。
		16	・「地域の事は地域で決定し」とあるが、これまでも議会を通じて決定して来た。	ご意見にあるように、日本国憲法を頂点とした法体系の中で、地方自治はその機能を発揮しています。自治基本条例は、昨今の地方分権の流れの中で、市民の参加と協働により、地方自治の根幹である二元代表制がその機能をより効果的に発揮し、市民、市議会、市長等が協力してまちづくりを行うために制定するものです。
		17	・「自主自立のまちづくりに取り組むことを決意し」とあるが、今までも自主自立した運営を議会を通じて行ってきたはず。	
		18	・現在も法の範囲内で地域のことは地域で決めている。	
		19	・「自己」とは非常に曖昧な言葉だ。	ご指摘をいただいた、前文における「自己」とは、基礎自治体としての「ふじみ野市」を指しています。
		20	・「自己の責任」で責任を持つ「自己」とは誰のことか？	
		21	・「わたしたちふじみ野市民は」「今ここに、わたしたちは、一人ひとりが」と第3条(1)の「市民」の定義とは同じなのか。	ご指摘を受け、前文内の用語の精査を行います。なお、ここでいう「わたしたちふじみ野市民」とは「ふじみ野市に居住する者」と認識しています。
		22	・「ふじみ野市における自治の基本としてこの条例を制定します」とあるが、自治の基本は憲法や地方自治法で定義済みであり、条例制定は不要。	自治基本条例は、ふじみ野市における「まちづくりの基本的事項」を定めることを目的としています。市民、市議会及び市長等が相互に協力して「まちづくり」を推進することから、条例制定の意義は大きいものと思います。ご意見にあるとおり、地方自治の基本は日本国憲法や地方自治法をはじめとした法令に定められており、それらを否定するものではありません。
		23	・「互いを尊重し」は誰と誰のことなのか。「尊重」は解釈によっては非常に危険。	「市民と市民」との間で、存在、人権、人格等を尊重することを表現しています。
		24	・「市政に参加」ということは、自治会活動など以上は無理。	市政の参加の形態は、多種多様です。「参加」とは市民自ら意思と責任の下に行うもので、義務であってはならないと考えています。なお協議会では、市民は市政への参加、不参加によって、いかなる不利益を受けないものであると認識しています。
		25	・前文に「いかなる暴力 戦争に反対すること、市民が安心して健康で文化的な生活ができる環境をつくること」を記載するべき。	自治基本条例は日本国憲法を頂点とした法体系の中で、ふじみ野市の条例の1つとして定めるものです。ご指摘を受けた内容は日本国憲法に定められており、こうした内容は当然ふじみ野市の諸施策において遵守すべき内容であると認識しています。重複を避ける意味もあり、記載をしていません。
		26	・アンケートの意見を公表してほしい。	ご意見にあるとおり、公表させていただきます。
		27	・市長や議会と市民との関係がはっきりしない。最近はやりの「自己責任論」か。	地方自治が採用している二元代表制のもとでは、市民を代表する議会と、同じく市民の付託を受けた市長とが緊張と均衡を保ちながら市政を運営していくことが前提となっており、本条例では、その枠組みのなかで市民・市議会・市長等の役割や責務を明確にしています。

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

(仮称)ふじみ野市自治基本条例	素案	修正案	項番	意見	協議会の考え方
第1章 総則					
<p>(目的)第1条 この条例は、自治の基本理念及び基本原則を定め、市民の権利及び義務、市議会及び市長等の役割及び責務並びに市政運営の基本的事項を明らかにし、市民の参加及び協働の仕組みを定めることにより、市民主体の自治を推進することを目的とする。</p> <p>(目的)第1条 この条例は、自治の基本理念及び基本原則を定めることにより、市民の権利及び義務、市議会及び市長等の役割及び責務並びに市政運営の基本的事項を明らかにし、市民の参加及び協働の仕組みを定めることにより、市民主体の自治を推進し、豊かな住みよい理想のまちを実現することを目的とする。</p>					
<p>34 ・市議会は市民の要望が通ることを前提（第7条など）に議決することになり、憲法や法律の存在意義が無くなる。</p>					
<p>(位置付け)第2条 この条例は、ふじみ野市（以下「市」という。）における自治の基本として位置付けられるものであり、市民、市議会及び市長等は、この条例を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>35 ・自治条例とは何か。どのような効力があるのか。</p>					
<p>36 ・理解を得られることがこの条例の要。最大限に尊重する、何かしら拘束力を持つ施策が必要。（諮問機関の設置等）</p>					
<p>28 ・市民も積極的に関わっていく自治のあり方は必要。</p>					
<p>29 ・「市民主体の自治を推進することを目的とする」について、市区町村の運営の主体は現行法では「議会」であり、市民が主体にならないといけない理由になっていない。</p>					
<p>30 ・住民の責務は市議会議員への投票である。改めてここで条例化しなければやっていけないほど行政に問題点があったのか。</p>					
<p>31 ・市職員も市政運営の重要な担い手として加え明記する。</p>					
<p>32 ・市民協働の仕組みと市民主体の自治の推進とは何か、具体的記述をしてほしい。</p>					
<p>33 ・市民が声を直接届けられる機会がほしい。主体的に参加できる仕組みは良いが、市民の負担が現在より重くならないようにしてほしい。</p>					
<p>35 自治条例とは何か。どのような効力があるのか。</p>					
<p>36 理解を得られることがこの条例の要。最大限に尊重する、何かしら拘束力を持つ施策が必要。（諮問機関の設置等）</p>					

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

（仮称）ふじみ野市自治基本条例 素案	修正案	項番	意見	協議会の考え方
<p>（定義）第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>		37	・市民の定義に外国人を含むのか。	外国人も含みます。地域の課題を解決し、私たちが目指す理想のまちを実現するためには、住民はもちろんのこと、市に係わる様々な主体が担い手となって進めていく必要があります。素案では、住民をはじめ、市で働く人や学ぶ人、事業者や公益性を有する活動を行う団体なども市の自治に参加できるよう、「市民」の定義を広く捉えています。
		38	・「市民の定義」と「市民投票」は矛盾している。	誤解を招くことのないよう、市民投票における「市民」については条文中で定義します。
		39	・なぜ、市民の定義に「～並びに事業その他の活動をする個人及び団体」を入れたのか。	
		40	・住民投票との関連から「住民」とその他とを厳密に区別する必要がある。市民の定義を「住民及び市民等」に、「市民等」の定義を「市内に就労・就学する者、及び市内で事務所又は事業所を有する法人」とし、「事業者」は国税法令で定義されている概念で時代とともに変わるので、自治法に合わせて「法人」とする。	市と様々な係わりを持つ方々に、これまでと同様幅広くまちづくりに参加していただくために、市民の範囲については広く定義をしております。また、市民投票については、誤解を招くことのないよう対象となる市民について条文中で定義します。
		41	・市民の定義は、削除するか、住民登録をしている人に修正してほしい。	
<p>（1）市民 市内で居住、就労、就学並びに事業その他の活動をする個人及び団体をいう。</p>		42	・解釈によっては外国人にも市政に参加できる可能性があり、憲法に違反する可能性が非常に高い。	憲法第92条の委任を受けて定められた地方自治法の第10条第1項では、「市町村の区域内に住所を有するものは、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」と規定されており、この「住民」には、自然人・法人のほか、外国籍の方も含むと解されています。条例で規定できる事項は、法令に違反しない範囲となっており、憲法解釈を超える条例が制定されることはないと考えております。
		43	・外国人やふじみ野市以外に居住する人間に関する説明が非常に曖昧。将来的に憲法解釈を超える条例が可決されるとふじみ野市は日本国内にありながら、日本国憲法の効力が発効できない地域になってしまう。	
		44	・市民という言葉は法律上無い。住民に置き換える。【修正案】 市民 住民は市内で居住し、選挙権を持ち、なおかつ市税を払うもの及びその家族をいう。 外国人及び他市町村の住民は含まないものとする。	市と様々な係わりを持つ方々に、これまでと同様幅広くまちづくりに参加していただくために、市民の範囲については広く定義をしております。
<p>（2）市長等 市長及び市長以外の執行機関（教育委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者）をいう。</p>	<p>（2）市長等 市長及び市長以外の執行機関（教育委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者）をいう。</p>	45	・執行機関の多くの委員会は、その必要性が疑問。	執行機関の委員会は、地方自治法第138条の4で設置することが規定されています。
<p>（3）参加 市民が主体的に市の施策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に関わることをいう。</p>	<p>（3）参加 市民が主体的に市の施策等の立案、実施、評価及び見直しの各段階に関わることをいう。</p>	46	・施策の立案、実施、評価及び見直しに関しては、議会・議員の仕事。議員の立場及び権利が損なわれる。	
		47	・第3条（1）の定義による市民が、主体的に市政に参加できると、議員の意見よりも一市民の意見が強くなってしまい、ふじみ野市議会や議員の存在意義を大きく縮小化する。	我が国の地方自治制度が取り入れている二元代表制を踏まえ、議会には市政の推進にあたって不可欠な責任と役割があると解しています。市民が主体的に市政に参加するのは、あくまでも議会を尊重した上で、市民がより一層市政に係わることを促進したいという考えからです。
<p>（4）協働 市民、市議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務のもと、互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携及び協力して活動することをいう。</p>		48	・一市民と議員や議会が対等な立場で「協働」したら、議会は不要。	
		49	・「それぞれの役割」は既に決まっている。市民は市税を払い自治会活動などで貢献し投票し、市議会議員は住民の付託により市議会へ貢献し、市長は円滑に市の運営を行うことである。	協働の様子は多種多様であり、市民、市議会及び市長等との係わり方も様々であると考えます。

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

(仮称)ふじみ野市自治基本条例 素案	修正案	項番	意見	協議会の考え方
第2章 自治の基本理念及び基本原則				
(自治の基本理念)第4条 市における自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。				
(1) 市民、市議会及び市長等は、市民主体の自治を推進するものとする。		50	・市民主体というが、市政に市民が直接関わることが、多くの人間には不可能な為、よりよい地域づくりのために働いてもらうのが議員。議会や議員の存在意義がなくなる。	我が国の地方自治制度が取り入れている二元代表制を踏まえ、議会には市政の推進にあたって不可欠な責任と役割があると解しています。
		51	・市民がすべてを掌握し責任をもって決定するのか。市民主体か市議会の自主的な判断か。住民の意思と議会の意思が反した場合、どちらが優先されるのか。	「市民主体」の主旨は、あくまでも議会を尊重した上で、市民がより一層市政に係わることを促進したいという考えからです。
(2) 市議会及び市長等は市民の意思を反映した市政運営を行い、市民は相互の立場を尊重し、まちづくりに協力するものとする。	(2) 市議会及び市長等は市民の意思を反映した市政運営を行い、市民は相互の立場を尊重し、自主的、自発的にまちづくりに協力するものとする。	52	・「市民の意思を反映した市政運営を行い」とあるが、憲法などの現行法に無知な人間が、憲法などの現行法よりも大きな権利を求める条例案を出した時における議会の否決権が第7条、第8条2、第10条2、第12条2によって奪われている。	わが国の法体系は、日本国憲法を頂点としており、条例は地方自治法第14条第1項に定められているとおり、法令に違反しない範囲で制定できることになっています。なお、憲法第12条において、濫用の禁止を謳っています。
		53	・「市民はまちづくりに協力する」のではなく、「自らがまちづくりを行う」のが趣旨ではないか。「市民の自主自立と市政の自助共助の理念」に転換し、市民 市議会 市長等 市職員の役割分担を見直すべき。	市民、市議会、市長等が協力し合ってまちづくりを進めていくことが大切と考えます。市民の積極的なまちづくりへの参加を規定するため、「自主的、自発的」という文言を加えました。自主自立、自助共助の理念は、本条文に盛り込まれています。
(3) 市議会及び市長等は、自主的な判断により、自立したまちづくりを行うものとする。		54	・「市長等」の「等」は、具体的にどのような存在を指すのか定義されていない。	第3条(定義)第2号に定義されています。
		55	・「市議会、市長等(の)自主的な判断」と「自立したまちづくり」とは何か。	「自主的」とは、他からの干渉や保護を受けず、自らの判断で進んで行動することを言います。「自立したまちづくり」とは、健全で安定した持続可能なふじみ野市の行財政運営を指します。
(自治の基本原則)第5条 前条に規定する自治の基本理念を踏まえ、市における自治の基本原則は、次に掲げるとおりとする。		56	・自治の基本理念は憲法などで定義されており、新たにこの条例で定義する事自体が越権行為で憲法違反。	自治基本条例は、ふじみ野市における「まちづくりの基本的事項」を定めています。市民、市議会及び市長等が相互に協力して「まちづくり」を推進することから、条例制定の意義は大きいものと思います。ご意見にあるとおり、地方自治の基本は日本国憲法や地方自治法をはじめとした法令に定められており、それらを否定するものではありません。
		57	・市民の「参加」と「協働」とはどう違うのか。この点を明解にし、どのように市民の自主自立と自助・共助を促すかが、この条例のキモである。	第3条の定義のとおりです。本条例における「参加」とは、市政における施策等の立案等の様々な過程で市民が意見を表明できるほか、多様な仕組みを活用して行動することを言います。「協働」とは、市民、市議会、市長等が、共通の目標を実現するため、それぞれの役割と責任を持って連携し活動することを言います。なお、自主自立、自助共助の理念は、基本理念に盛り込まれています。
(1) 市民、市議会及び市長等は、相互にまちづくりに関する情報を共有するものとする。				
(2) 市民、市議会及び市長等は、市民の参加を基本としてまちづくりを行うものとする。		58	・参加できる人は、特定の一部の人たちだけとなる。	参加の形態は多種多様であり、本条においては、第13条(市民投票)、第20条(パブリック・コメント)、第21条(提言及び苦情への対応)において、特定の人の参加とならないよう配慮しています。
(3) 市民、市議会及び市長等は、協働によるまちづくりを基本とするものとする。		59	・第5条3項では、「協働による」と定めているが、第4条3項では、市民を除く「自主的な判断により」と定めているが整合性は。	第4条(自治の基本理念)第3項では、団体自治の概念に基づき、団体自らの意思と責任のもと、自主的に団体の事務を執り行うことを述べているため、「市議会及び市長等は」と記述しています。
		60	・お金だけ貰って、実質活動をしない協働事例も発生する。	市民の参加によって、そのような事例を抑制していくことができると考えています。

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

（仮称）ふじみ野市自治基本条例 素案	修正案	項番	意見	
第3章市民の権利及び責務				
（市民の権利及び責務）第6条 市民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有するものとする。		61	・市民の権利及び責務等がある事を初めて知った。もっと身近に感じる余裕が欲しい。	この条例の制定を機に、市民の多くの皆さんが市政に関心をもってくださることを期待しています。
		62	・権利と責務はセットで実行されるものである。権利だけが主張されたり、行政から責務だけを強いられる可能性があるのではないか。	市民の市政への参加、協働に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つことは重要な要素です。よって本条では、市民の権利と責務を定めています。
		63	・「市民」として定められた人達は、居住地で住民として各自治体に参加しているので、必要ないと思う。参考意見として意見を聞くことは良いと思う。	ふじみ野市では、これまでもまちづくりにおいて、学生や市民活動団体などの協力を得ながら進めてきています。ふじみ野市に住んでいる人（住民）に限定するのではなく、市と様々な係わりを持つ方々に、幅広くまちづくりに参加していただくことが重要と考えます。なお、参加の中には、地方選挙などいわゆる住民に限定する領域があることは既知のとおりです。
（1）市政に参加する権利				
（2）市政運営に関する情報を知る権利				
（3）行政サービスを受ける権利	（3）法令又は条例等の定めるところにより、行政サービスを受ける権利			
2 市民は、自治の主体であることを自覚し、前項に規定する権利の行使に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。		64	・特に市民が負うことになる責務については、極力事前に具体的に。納税の義務や自治会・町会への加入は入れなくていいのか。	現時点で市民の責務を細かく規定することはできません。なお、納税の義務は既に憲法で定められています。町会・自治会・町内会は任意団体であり、加入は自由意志に基づくものです。
（1）市民相互の立場及び意見を尊重し、まちづくりに努めること。	（1）市民相互の立場及び意見を尊重し、まちづくりの推進に努めること。	65	・住民相互の立場と意見が必ずしも一致するものではない。	市民相互の意見が一致しないことはありますが、相互の意見を尊重し論議を深めてまちづくりを進めることに努めるようにしてあります。
（2）市政に参加及び協働する上で、自らの発言、決定及び行動に責任を持つこと。		66	・「自らの発言、決定及び行動に責任を持つこと」とありますが、具体的に定義されておらず、解釈によっては一部の人間により、憲法で保障されている自由な各種言動が妨害される可能性あり。	市民生活の秩序を維持するために、自己の発言、決定及び行動に責任を持つことは、重要な要素です。わが国の法体系は、日本国憲法を頂点としており、条例は地方自治法第14条第1項に定められているとおり、法令に違反しない範囲で制定できることになっています。なお、憲法第12条において、濫用の禁止を謳っています。
		67	・参加及び協働は非常にハードルが高い。協働とは何を指しているのか。そのために住民は自らの意思を議員に付託している。	二元代表制を尊重し、自らの意思を議員と市長に付託した上で、前文にあるように、「身近なところから市政に参加し、協働する」ことができるようになっています。また、第3条の定義のとおり、本条例における「参加」とは、市政における施策等の立案等の様々な過程で市民が意見を表明できるほか、多様な仕組みを活用して行動することを言います。「協働」とは、市民、市議会、市長等が、共通の目標を実現するため、それぞれの役割と責任を持って連携し活動することを言います。このような考え方で、まちづくりに取り組むようにしています。
（3）行政サービスの享受に当たっては、応分の負担をすること。	（3）行政サービスの享受に当たっては、 応分の負担をすること。	68	・行政サービスの享受に関する負担は、既に納税によって義務づけられている。	本条項でいう「応分の負担」は納税のことだけを想定したものではありませんでしたが、誤解を招くという御意見が多かったため、ここでは削除しました。この条項の削除によって、参加と協働の主旨が変わることはありません。
		69	・受益者負担の事だと思いますが、応分負担については住民訴訟などに発展してるケースもあり市民の責務に入れることは軽々しい。	
		70	・応分の負担ということは具体的に何を負担するのか。	
		71	・市民も積極的に係わっていく自治のあり方は必要。しかし、市民の負担が現在より重くなるのではなく、市政の仕組みが市民により歩み寄りになることが重要。	
		72	・〔地方自治法第10条2項〕「法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」を参考にすると、素案では、労役の提供も含まれるので、「他の条例の定めるところ」などとして、労役の提供については、もっと限定した方がよい。	
		73	・市に何を求め、市民が何をどれだけ支払うかによって変わるまちづくりが、理想のまちに結び付くのかかわからない。	
		74	・障害を持つ人は、重度になる程収入が少なくなり、行政サービスは重度になる程、沢山受けることになる。応分の負担は、サービスを受ける量が多いから負担も多くなる、という方法では困る。	
75	・「行政サービス享受に対する応分の負担」市民の自主自立の内容が不明確だと「応分の負担」も不明確になる。地方自治で任される行政サービスを明確にし、負担の対象（範囲）を具体化するべき。自助と共助の関係を明確にし、行政サービスの最適化が求められる課題として重要。			

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

(仮称)ふじみ野市自治基本条例 素案	修正案	項番	意見	協議会の考え方
第4章市議会及び市長等の役割及び責務				
<p>(市議会及び市議会議員の役割及び責務) 第7条 市議会は、市民の意思が市政運営に反映されるよう、議案を審議し、及び議決しなければならない。</p>		76	<p>・「市議会は、市民の意思が市政運営に反映されているか調査し、及び監視しなければならない。」の文章はおかしい。</p>	<p>本条は市議会・市議会議員の基本的な役割と責務を述べたものです。</p>
<p>2 市議会と市議会議員は、市民の意思が市政運営に反映されるように政策を立案するよう努めなければならない。</p>		77	<p>・これらの条文は、市民の意見が‘条例に反映されることが絶対条件’と解釈できてしまう、危険な条文。なぜ市民の意思が反映されるよう議決されなければならないのか。</p>	<p>「市民」の範囲に含まれる「住民」と「住民を除く市民」は、地方自治法等において、住民自治等の考えから権利や義務が区別されております。本条は、参加と協働のまちづくりの主旨から、市民の範囲を広げた上で、市議会及び市議会議員の役割を述べたものです。</p>
<p>3 市議会は、市民の意思が市政運営に反映されているかを調査し、及び監視しなければならない。</p>		78	<p>・議会の基本的責務は、議案・政策等を立案、審議、決定することであり「しなければいけない、努めなければいけない」という表現は適切ではない。</p>	<p>第1項と第3項の「～なければならない。」は「役割」とし、第2項の「～努めなければならない」は「努力規定」としたため、適切と考えています。</p>
		79	<p>・市民の自主自立の為に議会はどのような責務を果たすべきか、明確にする必要がある。市民の参加、協働の仕組みづくりの中で、議会がどのような役割を果たせるかは重要。お上頼みの精神風土が市民の自主自立と自助の壁。</p>	<p>ご指摘の点は理解できます。本条例では、市民の参加と協働を進める仕組みづくりの整備の中で、議会の役割が明確になると思います。</p>
<p>(市長等の役割及び責務) 第8条 市長は、市の代表として、自らの発言、決定及び行動に責任を持ち、市民の意思を反映した市政運営に努め、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の関係法令に定める権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。</p>				
<p>2 市長等は、その権限の行使に当たっては自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。</p>		80	<p>・なぜ常に市民の権利を保障しなければならないのか。</p>	<p>「市民」の範囲に含まれる「住民」と「住民を除く市民」は、地方自治法等において、住民自治等の考えから権利や義務が区別されております。また、保障される各種権利は法令の範囲内となっており、全ての市民に常に同じ権利を保障するという意味ではありません。但し、市政に参加する権利や情報を知る権利については、住民に限らず、幅広く捉えています。</p>
<p>3 市長等は、効果的かつ機能的な組織及び制度を構築するとともに、市の職員の職務の遂行に必要な能力の開発及び向上に努めるものとする。</p>		81	<p>・文案はなかなか良い。民間でもう昔から実施していることなので是非実行してほしい。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>(市の職員の責務) 第9条 市の職員は、法令を遵守し、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p>		82	<p>・市職員は行政の一員であり、市民でもあり、行政サービスの、市民の自主自立への要である。市民の自主自立と行政サービスの適正な運用が求められる現状で、職員の責務は重要。</p>	<p>それを期待して、協議会でも素案を作成しております。</p>
<p>2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の習得及び自己研さんに努めるものとする。</p>				

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

（仮称）ふじみ野市自治基本条例 素案	修正案	項番	意見	協議会の考え方
第5章市民によるまちづくり				
（参加）第10条 市民は、多様な参加の機会を捉え、積極的な参加に努めるものとする。		83	・市民主体といえども官製の感じがする。先進ヨーロッパを参考に。	身近なところから市政に参加することにより、市民主体のまちづくりが一步前進するのではないでしょう。
		84	・強制的に参加というのが好きではない。参加は個人の自由。参加・不参加の自由を尊重すべき。	協議会の考え方も、同様です。条文では参加について「努めるものとする」と定め、強制としておりません。
		85	・大型店に対して地域貢献活動を積極的にするような条例も必要。	市内にある大型店舗もふじみ野市という「まち」を構成する一員（要素）と捉え、「市民」の定義に含んでいます。
		86	・なぜ議会以外に市民の参加を推進するよう努めなければならないのか。多様な参加の仕組みを整える必要性が全くないとする。仕組みは憲法などで整えられている。地方自治法には市民が政治に参加することに関して、選挙以外には求めている。	地方分権改革とともに、自治体がそれぞれ地域の実情にあった施策を行なうことが、ますます求められています。こうした施策をより効果的に展開していく上で、市民が施策等の立案等のさまざまな過程の中で、参加していくことが重要と考えています。
2 市議会及び市長等は、多様な参加の仕組みを整備し、市民の参加を推進するよう努めるものとする。		87	・「多様な参加の仕組み」とは具体的に何か。（注記の例では範囲が極めて狭く、限定的に感じる。）	「多様な参加」として、パブリック・コメント、市政モニター、委員会、市民との対話集会、各種アンケート等への回答、各種事業・ボランティア活動への参加等を挙げました。その範囲が狭く、限定的のご指摘ですが、その仕組みが今後整備されることを本条文では定めており、ご指摘への対応が図られることが期待されます。
		88	・どう参加するかが要：「自主自立を基本とした」参加とすべきである。参加の定義はあるが、協働とは何か、一歩踏み込んだ「協働の形」が必要。（注記でも）参加 協働の中に、「共に育てる（市民の自主自立の精神を育む）」という条例（仕組）が必要。	基本条例内で「協働」について定義をしています。「どう参加するか」の態様、「協働の形態」、「市民の自主自立の精神を育む」といったご意見は今後参加と協働の仕組みが作られる中で、具体化されることが期待されます。参加・協働が促進されることにより、市民主体のまちづくりが一步前進するのではないのでしょうか。
		89	・一般市民にわかりやすく、協働・共助が浸透していける条例作りを。	ご指摘のとおり、市民の皆さまにわかりやすい条例づくりに努力して参ります。
（協働）第11条 市民、市議会及び市長等は、協働の仕組みを整備し、協働の推進に努めるものとする。		90	・「協働」とは、具体的にはどういうことか。市民の意見などを吸いあげる仕組みにはほど遠く、何も変わらないのではないか。	まちづくりを目的とした諸事業が行われたり、市民の活動が活発となれば、自ずと参加及び協働の機会は増すこととなります。
		91	・協働という考え方は理解できるが現実的には難しい。一部の人の負担で可能とするのではなく、市の責任でやるべきところは市が責任を持たなければならない。本来市政としてやるべきものを地域住民に無料でさせたいようにも見える。	ご指摘にあるとおり「協働」の領域にそぐわない、市民独自の活動分野と行政独自の分野があると協議会も認識しています。「協働」すなわち立場の違う者同士が、共通の目的を達成するために、互いの役割を果たし合う中で、最も重要なことは両者の合意形成を行うことと考えます。互いの役割について対等な立場で十分な議論と検討がなされるべきであり、ご指摘にあるように、本来市で行うべきものを市民に無料で「やらせる」ようなことはあってはならないと考えます。（そもそも、そうした内容を「協働」とは呼ばれません。）
		92	・協働が義務付けられては困る。住民間にも温度差があり、一部の市民だけに偏ってしまうことがある。家族状況にも配慮し、強制参加にならないような仕組みにする必要がある。	「参加」が強制的にならないように、と協議会では考えています。今後の仕組みづくりの中でご指摘の内容が反映されることが期待されます。
		93	・「協働の仕組み」作りでは、行政と市民それぞれの意識改革と負担のかぶせあいにならないようにするべき。	協議会としてもご指摘と同様の認識しております。
		94	・憲法で定義されている「仕組み」を、なぜ市長や議会は市民と「仕組みを整備すること」に努めなければならないのか。	地方分権改革とともに、自治体がそれぞれ地域の実情にあった施策を行なうことがますます求められています。そうした背景のある中でより効果的・効率的に市民のニーズに応え、地域課題を解決する手法として、現在も市内で様々な態様で協働が行なわれています。こうした流れの中で、市議会及び市長等がさらに協働を進めるため、その仕組みの整備に努めることを本条例では定めています。
（コミュニティ）第12条 市民は、コミュニティ活動を通して、共助の精神を育み、地域の課題の解決並びに世代を超えた交流及び学びあいに努めるものとする。	（コミュニティ）第12条 市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基に、共通の目的を持って活動する市民の団体）活動を通して、共助の精神を育み、地域の課題の解決並びに世代を超えた交流及び学びあいに努めるものとする。	95	・コミュニティが活性化するにはまず公民館を新しくきれいにすることが必要。	コミュニティ活動を活性化するための場所の整備・適正な配置は必要と考えています。
		96	・コミュニティ活動を「努める」と強要するのは疑問。参加や活動は個人の自由。「共助の精神」もあくまでも押し付けるものではない。	「努める」を強要とのご指摘ですが、あくまで個人の努力規定であり、各人の状況・能力の中で可能な範囲でコミュニティ活動に参加をしていただきたいと思います。
		97	・市民団体の意見が強すぎると地域力は薄れる。もっと隣同士の絆を強める政策を。	御意見にありますとおり、隣近所同士の「絆」が「地域力」向上の原点と考えます。市民一人ひとりの意思を反映し、合意形成を行い活動することが、市民団体の意義であると考えております。
		98	・コミュニティの活性化は重要であるが、現在自分が参加できるコミュニティ活動が思いつかずどうしていいのかわからない。	コミュニティ活動については、行政において支援し、各種情報提供などを行なっています。今後、情報提供を含めたコミュニティ活動への参加促進について、行政がよりよい支援を行なっていくことを第12条第2項に定めています。
		99	・周りの人にふじみ野市に関心を持ってもらう様に行動したい。	コミュニティ活動が促進し、醸成されていくことで、ふじみ野市の大きな魅力のひとつとなると考えています。
		100	・いやいやながら町内会のお手伝いを始めたばかりで、町内役員のみなさんの大変さを知った。	コミュニティ活動が促進され、多くの市民が参加することで、負担の軽減にもつながっていくことと思います。
2 市議会及び市長等は、コミュニティの主体性を尊重し、その自主性及び自立性を損なわずに、コミュニティ活動並びに必要な人材の育成を支援するよう努めるものとする。		101	・コミュニティとはなにか。コミュニティ活動は権利なのか義務なのか。	権利であり、義務ではないと考えています。
		102	・自治会や町会等における旧態依然の組織頼みの現状を変えて、新しい風を吹き込む仕組みづくりをしていかなないと、コミュニティは発展しない。	ご指摘にある内容も、現在の市内のコミュニティ活動の問題点の一つとして認識しています。今後、本条の趣旨に基づき、市民のコミュニティ活動への参加が促進されることや行政が必要な支援を行なうことで、こうした問題が解決していくことが期待されます。
		103	・自治会どうしが情報交換をすることで、コミュニティ形成ができるのではないか。自治基本条例の目的やあるべき形を分かり易く伝えることが一番必要なことだと思う。	現在、ふじみ野市町会・自治会連合会という組織があり、市内の自治組織の全てが加入しています。自治基本条例の素案作成の過程で、ご意見をいただくなど、協力を得ています。
		104	・共助の精神だけでなく、自助であり、自主自立の精神を育む為のコミュニティ活動であること。	ご意見をいただいた内容は、第12条に盛り込まれております。
		105	・外来語は日本語の表現に言い換えた方が良い。	
		106	・「コミュニティ」は一般用語ではあるものの、人によって対象とする範囲の理解が異なるので定義が必要。	ご指摘を受け、条文に説明を加えました。
		107	・コミュニティの定義が「共通の目的をもって活動する市民の団体」とあるが、なぜコミュニティ（集団）の主体性を尊重し支援しなければならないのか。	地域の課題解決及びまちづくりのためにはコミュニティ活動が重要と考えています。こうした活動に対する支援も必要と考えています。

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

(仮称)ふじみ野市自治基本条例	素案	修正案	項番	意見	協議会の考え方
第6章 市民投票					
108 ・震災後、原発の稼働に関する東京の都民投票や大阪の市民投票には大変興味をもった。 市政に関する重要事項について、市民の意向を確認する制度です。					
109 ・一時的にふじみ野市に滞在する人を市民として定め、住民と同じ権利を持つことは問題がある。					
110 ・条文項目を「市民投票」から「住民投票」に変える。					
<p>(市民投票)第13条 市長は、市政運営に係わる重要事項の方向性を確認するため、別に定めるものの発意により、市民投票を実施することができる。</p>	<p>(市民投票) 第13条 市長は、市政運営に係わる重要事項の方向性を確認するため、別に定めるものの発意により、市民投票を実施することができる。 2 市民及び市議会議員は、市民投票を発意することができる。 3 前項における市民とは、ふじみ野市に在住し、市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。 4 市民投票の実施については、別に条例で定める。</p>	<p>111</p>	<p>・重要項目なので、今回の基本条例に「投票権者」と「投票請求権の成立要件」「投票の成立要件」は明記すべきである。自治の基本要件。住民投票の結果は、市長及び議会への請求であるから、それらに信託を与えている公職選挙権と住民投票権者が合致していないのは矛盾である。即ち住民投票の結果に従わない市長・議会はリコールの対象となるべき。住民でない就学・就業者に投票権をあたえても投票率が下がるだけであり、投票権者確定のための事務手続きが膨大になるだけである。住民投票権者は国民投票法に準拠し、「市内に住所を有する18歳以上のもの」とするのが良い。</p>	<p>ご指摘を受け、素案の条文を修正しました。修正点としては以下のとおりです。 ○第2項を創設し、市民投票の発意者を明確にするため「市民及び市議会議員」と列記しました。 ○第3項を創設し、市民投票における「市民」を「ふじみ野市に在住し、市議会議員及び市長の選挙権を有する者」と定義しました。 ○第4項を創設し、投票権者や投票の成立要件など、さらに議論を深める必要のある要件を別の条例で定めることを規定しました。 なお、市民投票を条例に盛り込んだ主旨は以下のとおりです。 ①条文のとおり「市政に係る重要事項」について「方向性」を確認する手段と捉えています。 ②前述より、何かを「決定」することを目的に行うものではありません。 ③市民投票という手法を定めることが重要であると考えています。 ④少数意見にも耳を傾けることが大切であると考えています。</p>	
			<p>112</p>		<p>・第3条に関連して投票権を外国人・外国団体に与えることは憲法上も許されない。基本的な日本国民である市民の声は選挙で吸い上げているのでこの条例は不要。タウンミーティングやアンケートでは、特定団体の動員による偏った意見が総意のようにみえてしまう可能性もある。</p>
					<p>113</p>
			<p>114</p>		
					<p>問8①「これまでに市民の意思を確認すべきと思った事案があったか。」</p>
<p>問8②「市民投票に積極的に投票するか。」</p>		<p>116</p>	<p>【案件によらず積極的に投票する】 ・どのような案件も市の運営 地域社会 個人の生活に係わるので。 ・重要な事項は直接民主主義で行うべき。</p>	<p>○第2項を創設し、市民投票の発意者を明確にするため「市民及び市議会議員」と列記しました。 ○第3項を創設し、市民投票における「市民」を「ふじみ野市に在住し、市議会議員及び市長の選挙権を有する者」と定義しました。 ○第4項を創設し、投票権者や投票の成立要件など、さらに議論を深める必要のある要件を別の条例で定めることを規定しました。 なお、市民投票を条例に盛り込んだ主旨は以下のとおりです。 ①条文のとおり「市政に係る重要事項」について「方向性」を確認する手段と捉えています。 ②前述より、何かを「決定」することを目的に行うものではありません。 ③市民投票という手法を定めることが重要であると考えています。 ④少数意見にも耳を傾けることが大切であると考えています。</p>	
			<p>117</p>		<p>【案件によっては投票する】 ・まったく認識のない分野の投票は押しとなり、鮮度を欠くものになってしまう。 ・何でもかんでも投票で決めれば良いというものではない。市民の幸せを願って市長が判断することも大事。</p>
					<p>118</p>
<p>問8③市民投票を市の制度として位置づけることについて</p>		<p>119</p>	<p>【既存の地方自治法に基づく制度を活用すればよい】 ・内容によっては民意が間違っている場合もあるため。</p>	<p>市民の意向を把握しておくことは、市政における様々な施策を実施する上で必要であると考えていますので、この条例の理念に基づき、企画立案の段階からそういった手法が取り入れられるよう期待しています。</p>	
			<p>120</p>		<p>【もっと市民投票をしやすいするため市の制度として設けるべき】 ・議会等既存の制度が頼りにならないとき、法的な拘束力がなくても直接市民が意見を表示することは大事なことです。</p>
		<p>121</p>	<p>【その他 分からない】 ・議員制を尊重しつつ、市政に重要な事項のみ市民投票を実施するようにしたい。 ・市長や議員が良い判断を下せるならば必要ない。 ・投票のたびに予算がかかるのは問題。 ・市民や投票有権者の定義が素案のままでは市の制度として設けることに問題あり。 ・投票案件の選び方や実施の是非の考え方が難しい。投票結果は行政が下す判断よりも厳しいものになるのではないか。これが前文のまちづくりにつながるのか。</p>		
		<p>122</p>	<p>・以下の条項を追加する。(満足度の調査)第13条の2 市長は、定期的(年に一度以上)に市民の「わたしたちが目指す理想のまち」の現状についての意識調査を実施し、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>市民の意向を把握しておくことは、市政における様々な施策を実施する上で必要であると考えていますので、この条例の理念に基づき、企画立案の段階からそういった手法が取り入れられるよう期待しています。</p>	

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

(仮称)ふじみ野市自治基本条例 素案	修正案	項番	意見	協議会の考え方		
第7章 市政運営						
<p>(総合計画)第14条 市長は、市民が参加する組織をもって、総合的な行政計画としての最上位計画である総合計画を策定するものとする。</p>	<p>(総合計画)第14条 市長は、市民が参加する組織をもって、総合的な行政計画としての最上位計画である総合計画を議会の議決を得て策定するものとする。</p>	123	・この規定をおくならば、本条例に議決の根拠をおくことが望ましい。	ご指摘のとおり、議会の議決について条文を一部修正します。		
		124	・市民が参加する組織が総合的な行政計画を作れるならば、市長の方針など簡単に覆せるのではないか。	「市民が参加する組織」は、例えば市民から公募し、学識経験者を加えたもので、市長から委嘱された者による組織を想定しています。そこで検討された内容を基に、市長の責任において決定し、議決を得た上で策定されるものと条文を修正しましたので、市長の方針を簡単に覆することができるものではありません。		
		125	・市政運営が総合計画だけと誤解される。(市政運営は総合計画を柱とした個別計画を含めるのが一般的)「計画行政」なら文案通りで良い。	これまで、総合計画は地方自治法の規定により策定してきました。地方分権化を促進するために、国は地方公共団体の自由裁量に委ねる事となりましたが、ふじみ野市では今後も必要と判断しました。この総合計画に基づき、個別の計画が定められていくこととなります。		
		126	・議会の責務との関係が不明確。	議会の責務につきましては、ご指摘のとおりです。議会の議決について条文を一部修正します。		
		127	・「最上位計画」とはなにか。	最上位計画とは、ふじみ野市のまちづくりの基となる計画を指します。現在策定されている「ふじみ野市総合振興計画」と同様のものを想定しています。		
		128	・「市民が参加する組織」は、設立 構成等の方法を仕組み化し、公開 PRが必要。市民の参加・協働を謳っているが、公開性と公平性がなければ認知されない。	ご意見にある点は、第16条(情報共有及び説明責任)、第17条(情報公開)、第19条(委員等の選任)等において、その内容を盛り込んでいます。		
		<p>(財政運営)第15条 市議会及び市長等は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行うものとする。</p>	<p>(財政運営)第15条 市議会及び市長等は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行うものとする。</p>	129	・議会が財政運営をするように読めるが、議会は市長が行う財政運営を監視するまでである。	ご指摘のとおりであり、条文から「市議会及び」を削除しました。
				130	・市民の方針がそのまま決定してしまうと、市民の意見がでるたびに方針が変わり、「健全な財政運営」はできないのではないか。	市民の意見等は事業計画に反映されますが、予算の策定及び執行は市長の責任の下で行われ、予算の審査及び監視は議会が行うので、市民が予算の策定に直接的に関与することはありません。
131	・以下の様に規定する。「市議会及び市長等は、中長期的な視点から、以下の財政指標に沿った健全な財政運営を行うものとする。(1)歳出に占める公債費の割合 (2)歳入に占める公債費の割合 (3)職員一人あたり給与費」			中長期的な視点に基づく健全な財政運営については、当然ご指摘にあるような指標も含まれていると認識しています。		
132	・財政(予算)の執行権は市長にあり、議会を並列書きするのは馴染まない。			ご指摘のとおりであり、条文から「市議会及び」を削除しました。		
133	・「中長期的な視点」とは意味不明。「健全な財政」は、曖昧。			中期は3～5年、長期は5～10年を想定しています。「健全な財政」に関しての様々な指標や見方がありますが、「持続可能な市政運営を行なうための財政」とであると認識しています。		
<p>(情報共有及び説明責任)第16条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、様々な手法により市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図るものとする。</p>		134	・市職員を入れるべき。彼らこそ共有と責任がある。	職員は、市長の補助機関として位置づけられており、この条文の対象として含まれていると認識しています。		
<p>2 市長等は、施策の実施及び結果並びに財政状況について市民に分かりやすく説明するものとする。</p>		135	・市民に分かり易く説明するのはいいが、ふじみ野市自治基本条例に該当する人間の数の方が多くなる可能性が非常に高いため、説明責任を全うするために市政の業務が円滑にできなくなる可能性があるのではないか。	ご指摘は「市民」の定義を広く捉えていることに関するものと考えますが、「市民」の範囲に含まれる「住民」と「住民を除く市民」は、地方自治法等において、住民自治等の考えから権利や義務が区別されており、現在実施している内容から著しく業務量が増加するとは考えておりません。		
<p>(情報公開)第17条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障するとともに、公正な市政運営を確保するため、市民の求めに応じて市議会及び市長等の保有する情報を、原則公開するものとする。</p>	<p>(情報公開)第17条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障するとともに、公正な市政運営を確保するため、市民の求めに応じて市議会及び市長等の保有する情報を、原則公開するものとする。 2 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、審議会等の会議を原則公開するものとする。</p>	136	・すべての情報はオープンにせよ。	市政運営に関する情報は原則公開としています。ただし、情報には公開が出来ないものがあります。例えば、個人に関する情報、明らかに個人等が不利益になると認められるもの、公正かつ適正な決定に著しく支障が生ずるもの等です。本市では情報公開条例で規定しています。		
		137	・一般企業が行っている長中期方針、年間方針(毎年)、各々のアクション(役割)などをHPなどで積極的に開示を。	現在市報・HPその他の方法を用いて市民に広報活動が行なわれていますが、今後さらにそうした活動が充実することを期待します。		
		138	・この規定を見る限り、市民以外からの公開請求ができない。情報公開条例との整合はとれているのか。(全体的に市民以外をどう取り扱うかという問題)	ふじみ野市情報公開条例は、市民以外にも原則情報公開することを定めています。この為本条は一部修正します。		
		139	・すでに「情報公開条例」が存在し、そこでの「市民」の定義と異なるため、混乱を招くのでこの条文は削除するべき。	ふじみ野市情報公開条例との整合は取れています。		
<p>2 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、審議会等の会議を原則公開するものとする。</p>		140	・市職員を入れるべき。彼らこそ共有と責任がある。	職員は、市長の補助機関として位置づけられており、この条文の対象として含まれていると認識しています。		

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

(仮称)ふじみ野市自治基本条例	素案	修正案	項番	意見	協議会の考え方
<p>(個人情報保護) 第18条 市議会及び市長等は、基本的人権である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を保護するとともに、市民の自己に関わる個人情報の開示請求等の権利を保障するものとする。</p>	<p>(個人情報保護) 第18条 市議会及び市長等は、基本的人権である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を保護するとともに、市民の自己に関わる個人情報の開示請求等の権利を保障するものとする。</p>	141	<p>・個人情報保護条例がすでに存在するので、削除すべき。</p>	<p>「ふじみ野市個人情報保護条例」があることは承知していますが、本条例は、第2条（位置付け）で、ふじみ野市における自治の基本と位置づけ、市民、市議会及び市長等は最大限尊重しなければならないと規定していることを根拠に、本条は、個人情報を適正に取り扱い、市民の人権を守ることを規定しました。</p>	
		142	<p>・市職員を入れるべき。彼らこそ共有と責任がある。</p>	<p>職員は、市長の補助機関として位置づけられており、この条文の対象として含まれていると認識しています。</p>	
		143	<p>・個人情報保護条例との整合性と、そこで定義される「市民以外」の取り扱いについて。</p>	<p>ご指摘のとおりであり、条文から「市民の」を削除します。</p>	
<p>(委員等の選任) 第19条 市長等は、審議会及び委員会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の根拠を含めた手続について透明性を確保するよう努めるものとする。</p>		144	<p>・積極的に参加する市民や、委員等に選任された方の意見が、市民の声だと決められる怖さがある。</p>	<p>委員等の選任に当たって、公平性、透明性を原則に、専門的な知見の他、年齢層、居住地域、男女の構成等に配慮のうえ、市民の市政への参加、協働の視点に立って、市民から公募することで、多様な意見を聴くことが可能となり偏った声とはならないものと考えます。</p>	
		145	<p>・委員の「選任」とあるが、誰でも権限や権力を与えて良いというわけではない。判断基準に疑問。結局は、この委員会が権力を持つだけではないか？</p>	<p>委員等の選任は、公正な市政運営に資するよう公平性と、より高い透明性を重視して、市民から公募することにより、権限及び権力の集中を極力避けることが出来るものと思います。但し高度な判断や専門知識が必要とされる場合は、学識経験を有する者を委員に選任することもあります。</p>	
<p>2 市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり委員等の選任に当たっては、男女の構成比及び多様性に配慮するものとする。</p>	<p>2 市長等は、委員の選任に当たっては、男女共同参画の本旨にのっとり男女の構成比等の多様性男女共同参画の本旨にのっとり委員等の選任に当たっては、男女の構成比及び多様性に配慮するものとする。</p>	146	<p>・「選任にあたっては、男女の構成比（女性を1／3以上）及び多様性に配慮するものとする。」としたい。</p>	<p>条文では、委員等の選任の根拠を含めた手続きにおいて、透明性を確保するよう努めるものとしております。本条例は理念条例型を念頭に編纂しております。なお、「ふじみ野男女共同参画プラン」（平成20年度から平成29年度）では、審議会等における女性委員の構成の割合を平成29年度までに35%にするという数値目標を定めています。</p>	
<p>3 市長等は、委員等の選任に当たっては、公募による市民を委員等に選任するよう努めるものとする。</p>					
<p>(ハフリック・コメント) 第20条 市長等は、市民生活に大きな影響を与える条例及び計画等の制定等に当たり、事前に当該案を公表し、広く市民の意見を聴取するものとする。</p>					
<p>2 市長等は、聴取した市民の意見を考慮して、意思決定を行うとともに、聴取した意見に対する市長等の考え方を公表するものとする。</p>					
<p>(提言及び苦情への対応) 第21条 市長等は、市民から市政運営に関する意見、要望及び提案（以下「提言」という。）並びに市民の生活に関する苦情（以下「苦情」という。）があったときは、速やかにその内容を精査して、適切な対応措置を行うよう努めるものとする。</p>			<p>147</p> <p>・提言は良いと思うが、苦情については条例の中に定めることに違和感を感じる。</p>	<p>苦情（困難な事情に対する不平の心。不満。（出典：広辞苑））のとらえ方にもよりますので、もちろんすべてということではなく、「内容を精査して」としています。 苦情と提言とは極めて密接な関係があり、それらの処理についても同じような対応処置となるため一つの条項で規定することとしました。 苦情と提言は、市民にとって身近なところから市政に参加できる糸口となります。それが市民の声を反映したまちづくりに繋がることを期待します。</p>	
<p>2 市長等は、有効と判断した提言については、市政運営に反映させるための仕組みを整えるとともに、提言の内容及び対応措置の概要を市民に公表するものとする。</p>	<p>2 市長等は、有効と判断した提言については、市政運営に反映させるための仕組みを整えるとともに、提言の内容及び対応措置の概要を市民に公表するものとする。</p>	148	<p>・有効あるいは改善を要すると判断されなかった提言や苦情についても、市報で理由等を知らせるべきである。</p>		
		149	<p>・あくまでも自治基本条例なので細則で制定してよいのだが、第19条（委員等の選任）にリンクして、第21条提言及び苦情 の窓口的橋渡しの流れの委員設置に関しての規約も掲げたい。</p>	<p>現市長は独自の考えで「提言」を受けておられますが、これは制度化されたものではありません。良い考え方なので、たとえ市長が変わることがあっても、制度として継続して欲しい思いがあります。また、ご意見にある、苦情や相談についても、縦割り行政の中では「たらい回し」にされたり、本当に内容が届いているのだろうかや疑念を感じている市民もおられるようです。</p>	
		150	<p>・現在の役所では職員の自覚と意識が低く、担当部課から市長に報告されていないようだ。クレームをフェアな眼で見る「お客様相談係」が必要。</p>	<p>これらを受けて、本条例が制定されたら、提言や苦情の提出の仕方やその窓口、対応、回答、公表、周知、等々が委員会あるいは検討会で取り決められ、ハフリック・コメント等を経て、条例又は手続き要綱として制度化されることが期待されます。</p>	
		151	<p>・どのような形で提言し、それに対しての回答がどのような形で回答されるかで明確にしていきたい。さらにもっと多くの市民が知ることができるようシステムの広報をお願いしたい。</p>		
<p>3 市長等は、寄せられた苦情について、改善を要すると判断したものには、速やかに是正措置を行い、再発防止等の適切な措置を講じるとともに、その内容及び対応措置の概要を市民に公表するものとする。</p>	<p>3 市長等は、寄せられた苦情については、改善を要すると判断したものには、速やかに是正措置を行い、再発防止等の適切な措置を講じるとともに、その内容及び対応措置の概要を市民に公表するものとする。</p>	152	<p>・なぜ市民からの苦情があった場合は市政運営に反映されるための仕組みを整えなければならないのか。</p>	<p>第21条で市政運営に反映させるための仕組みを整えるのは、第2項の有効と判断した提言としています。第3項の改善を要する苦情は、速やかな是正措置と再発防止措置としています。</p>	
		153	<p>・「市民に公表」は「公表」でよいのでは。</p>	<p>ご指摘のとおり「市民に公表」は「公表」と修正します。</p>	

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

（仮称）ふじみ野市自治基本条例 素案	修正案	項番	意見	
（行政評価）第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。	（行政評価）第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。	154	・学術、産業界等の多様な意見、助言を求める必要がある。	行政評価は本来市長が行うべきものですが、客観性を求めるため、第2項を設けています。この第2項に基づき、市民が行政評価に参加する仕組みができれば、ご指摘の内容は期待できると思います。
2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる仕組みを取り入れるよう努めるものとする。		155	・行政評価はあくまでも第三者評価であるべきで、市民参加を義務付ける条例に。	行政評価とは第三者評価と同一であるとは認識しておりません。なお、市長が必要と判断すれば、第2項で市民の参加が期待できます。
		156	・参加を協働のいかに育成する施策を取り、市民の自主自立を促す一環とする。	自治基本条例内で「協働」について定義をしています。「どう参加するか」の態様、「協働の形態」、「市民の自主自立の精神を育む」といったご意見は今後参加と協働の仕組みが作られる中で、具体化されることが期待されます。参加・協働が促進されることにより、市民主体のまちづくりが一歩前進するのではないのでしょうか。
（外部監査）第24条 市民、市議会及び市長は、適正で効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。		157	・外部監査の担当になる為の条件が何も明記されていない為、誰でも監査になり得る。	自治体の監査は、監査委員による監査が基本です。外部監査は過去行われたことはありませんが、外部監査を行う場合は、条例を制定した上で監査法人等に委託し、実施することになると考えています。
		158	・外部監査は「求めることができる」ではなく、「義務付けること」が要件である。	
（政策法務）第25条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限をこの条例の趣旨に沿って活用するものとする。	（政策法務） （条例等の制定）第25条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限をこの条例の趣旨に沿って活用するものとする。	159	・自治立法権のみに言及していますが、政策法務とは法解釈運用（法執行）も重要な要素。あるいは見出しを「条例等の制定」などとするほうが適当。	ご指摘のとおり修正します。
		160	・適切な運営を行う権限は憲法などで定義されているので、条例に基づいて行くと憲法違反に当たる。	ご指摘の憲法違反にならない様、法の許す範囲内での条例制定を行うために、本条項が必要と考えています。条例は、法令に違反にしない場合のみ制定できるものとされています。
		161	・政策法務とは、立法法務、執行法務、評価法務からなるもので表題と文案が違う。	ご指摘のとおり表題を修正します。
（法令遵守）第26条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理保持の体制を整備し、常に適正かつ公正な市政運営に努めるものとする。		162	・「公正」や「適正」は、何を基準にしているのか定義されていないため、非常にばらつきが出てくる。	市政運営における「公正」「適正」とは法令を遵守することであり、社会通念上、基準を設けることは極めて難しいと考えます。
（公益通報）第27条 市長等は、適正な市政運営を確保するため、市政運営に関わる違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けまいよう適切な措置を講じるものとする。		163	・市発注の公益事業に参入している業者も含めてはどうか。	ご指摘の「公益事業に参入している業者」が、第27条の「市の職員等」に準じる者ならば通報者に含まれます。
（危機管理）第28条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある災害等（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備するものとする。		164	・市民が安全に暮らせるように、ごみ屋敷や虐待 治安など条例で対処できるようにしてほしい。	「安全で安心な市民生活を確保」するために、この条例をもとに個別条例や施策等による対応が期待できます。
		165	・初めての防災訓練にしては参加者も多く、関心があることが判り成功であった。	今後も防災訓練への参加をお願い致します。
		166	・この危機管理条例は自主自立の理念を取り込んでなく、理念と大きくかけ離れている。災害への対応こそ「市民の自主自立の精神」が活かされる危機管理であり、条例のポイント。災害現場を運営するのは、市長等でなく市職員であり、市職員の責務を明確に条例化すべき。	防災訓練等を重ねて、現在避難所ごとの対策が行政と地域とともに作られつつあります。これらを踏まえて、危機管理に関する計画、職員の責任及び役割、市民の行動等を定める危機管理規程等の制定が期待されます。

素案への意見とそれに対する協議会の考え方

(仮称)ふじみ野市自治基本条例 素案	修正案	項番	意見	
第8章国、県及び他の地方公共団体等との関係				
(国、県等との関係)第29条 市は、市民に最も身近な地方公共団体として、国、埼玉県等とそれぞれ適切な役割分担を踏まえ、対等な関係の確立に努めるものとする。	(国、県等との関係)第29条 市は、市民に最も身近な地方公共団体として、国、埼玉県等とそれぞれ適切な役割分担を踏まえ、対等な関係の もと行動する確立に努めるものとする。	167	・少なくとも地方自治法上は、国・県・市は対等の役割分担の関係で整理されているので「対等な関係のもと行動する」などとするならば妥当。	ご指摘のとおり修正します。
		168	・権限が市＝国だとすると、国の方針にまで口が出してしまうという矛盾が発生する。	住民自治の分野等においては、必要に応じて意見や提案をすることができます。
		169	・自治基本条例で問われるのは、自治権限であり、市民の参加・協働である。この点に踏み込まなければ、条例制定の意味合いが無くなるのではないかと。	自治権限については明確に本条例で謳っています。
(他の地方公共団体等との関係)第30条 市は、広域的な課題の解決と市民サービスを図るため、他の地方公共団体等との連携及び協力をするよう努めるものとする。		170	・ふじみ野市以外と連携及び協力をするのは、現行法でも行われているのであり、このような条文は不要。	ふじみ野市単独で解決が困難な課題及び広域に渡る課題に関して、現在も連携及び協力はされていますが、新たな課題に対して、国、埼玉県、近隣の自治体と連携、協力して解決することが、効率的であり、必要不可欠との考えに立つものです。
第9章見直しと改正				
(見直しと改正)第31条 市長は、この条例を社会情勢の変化等に照らして見直しを図ることができるものとする。		171	・第31条の2「多様な方法」とは。	パブリック・コメント、アンケート、タウンミーティング、委員会の設置等、その時々に応じた方法があります。
2 市長は、この条例を見直そうとするときは、事前に多様な方法で市民の意見を聴取するものとする。		172	・「市民に公表」としてありますが、「公表」でよいのでは。	ご指摘のとおり修正します。
3 市長は、聴取した市民の意見を考慮して、この条例を見直し、改正したときは、その内容を市民に公表するものとする。	3 市長は、聴取した市民の意見を考慮して、この条例を見直し、改正したときは、その内容を 市民に公表するものとする。	173	・「見直しを図る」とあるが、市長が変更しようと考えても、市長の考えは公にしなければならず(第17条)、市民が市長の意見に反対の場合、市民の意見を反映しなければならず、(第8条)存在意義がない。	基本的には二元代表制による、市民(この場合は有権者)の意向を受けた公選の市長であることと、本条例の主旨であるところの、市民の意思を反映した市政運営(市民主体の自治)を尊重し、本条第2項に規定しているとおり、市長は条例を見直そうとするときは、事前に多様な方法で市民の意見を聴取するものと規定しています。よって、市長の政策立案だけでなく、広く市民の意見を聴いたうえ、総合的に判断するものであり、本条例の主旨と相反することは想定していません。
第10章 補則				
(その他)第32条 この条例の手続き等に関し必要な事項は、別に定める。				
附 則				
この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。				